

事 務 連 絡  
平成 27 年 4 月 10 日

公益財団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

エコアクション 21 との相互認証に係る制度間確認の結果について

産業廃棄物処理行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）において創設された優良産廃処理業者認定制度（以下「優良認定制度」という。）については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成 23 年 3 月（平成 27 年 3 月改訂））に基づき運用しているところです。

いわゆる優良基準のうち、環境配慮の取組に係る基準につきましては、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることが必要です。この「これと相互認証されている認証制度による認証を受けていること」については、「優良産廃処理業者認定制度における『エコアクション 21 と同等とみなされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証に基準』について」（平成 25 年 3 月 29 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課。以下「相互認証基準」という。）に基づき、地域等における環境マネジメントシステム（以下「地域版 EMS」という。）及び当該地域版 EMS の認証を受けた事業者が相互認証基準に適合していることが確認され、一般財団法人持続性推進機構による相互認証確認を受けた場合が該当いたします。

今般、一般財団法人持続性推進機構が「北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）」について制度間確認を行いましたので、審議結果を別添のとおり御報告いたします。

なお、各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）に対して別添のとおり同趣旨の事務連絡を発出していることを申し添えます。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 水谷、鳥居

電話：03-3581-3351（内線 6879）

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp